

中央小学校安全安心ネットワーク 規約

(名称・事務局)

第1条 本会は、「中央小学校安全安心ネットワーク」と称し、中央小学校に置きます。

(目的)

第2条 本ネットワークは、不偏不党かつ政治的に中立的な立場の団体として、中央小学校校区児童の健やかな育成と安全確保を目的とします。したがって上記目的を脅かす課題について、地域住民、学校、PTA、関係諸機関等が連携し、情報共有及び速やかな課題解決を行う場とします。

(事業)

第3条 本ネットワークは、第2条の目的を達成するために次の事業を行います。

- 1 子どもを守るためのパトロール並びにそのための啓発活動
- 2 見守り小屋の維持管理
なお、見守り小屋の維持管理については、別途中央小見守り小屋維持管理委員会細則で定めるものとします。
- 3 挨拶運動

(役員)

第4条 本ネットワークに次の役員を置き、役務については次のとおりとします。

- 1 代表 1名
本ネットワークを代表し、会合を開き、その議長を務めます。第5条に定める構成員から選出します。
- 2 副代表 学校教職員 1名
代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を

代理します。

- 3 庶務 父親の会会員、PTA会員(役員を含む)、教頭または、学校教職員。 数名
会合・連絡会議の連絡・調整の他書記等を担当します。

- 4 連絡会議メンバー

第4条1～3に定める役員及び第5条に定める構成員の代表者 数名
本ネットワークにて発生した緊急案件並びに次回会合の議案の協議・調整を目的とした連絡会議に参画します。

(構成員)

第5条 本ネットワークの構成員については、第2条に定める目的に賛同される者とし、別記に定めます。

(会合・連絡会議)

第6条 本ネットワークの会合は、各学期に一回開くものとします。なお、代表または学校が必要と認めたときは、臨時に会合または連絡会議を開くことができるものとします。会合・連絡会議の都度、庶務は議事録を作成するものとし、公開するものとします。この議事録は3年間保存するものとします。

(議決)

第7条 本ネットワークで取り扱う案件の議決は、会合に参加した者の過半数の承認をもって行うものとします。この議決結果は、本ネットワーク構成員に文書などで遅滞なく知らせるものとします。

(経費)

第8条 本ネットワークの経費は、PTAの予算のほか、学校内で育てた植物などの販売収益及び寄付を含めて、賄うものとします。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正については役員全員で協議の上、役員3分の2以上の賛成をもって決するものとします。

(附則)

本規約は、平成28年4月24日から施行します。

- ① 平成29年4月1日 一部改正。
- ② 平成30年4月1日に一部改正し、即日施行します。

別記

構成員（第5条関係）

- 1 各地区自治会長
- 2 民生・児童委員委員長
- 3 地域協働協議会青少年部・安全安心部会 部会長
- 4 民生・児童委員。ただし、2及び3に含まれる民生・児童委員は除く。
- 5 父親の会（会長、本ネットワーク担当者）
- 6 PTA（会長、地区担当副会長、各地区育成者）並びに顧問
- 7 こども会代表
- 8 中央小学校留守家庭児童会保護者代表及び教職員代表
- 9 見守り小屋維持管理委員会
- 10 中央小校区緑の会

中央小学校見守り小屋維持管理委員会 細則

はじめに

この規約は、平成 17 年 2 月 14 日、当校の卒業生に児童と楯となった鴨崎教諭が殺害され、他 2 名の教諭もその刃によって重傷を負わされるといった事件を受け、このような悲しいことを二度と起こさぬよう、起こさせないように、校区の子供達を皆で見守ろうと、当時の教職員の主導のもと、保護者や地域住民の方々の手により協力して建ちあげた見守り小屋を将来にわたり、その意志を絶やさず継続していくため、この小屋の維持管理並びに運営に関して、その規約を定めたものです。

1 建築経緯

上記内容のとおり、当時の太田房江大阪府知事が当校の事件発生を受けて、府内の学校に警備員の配置をとの指示が出され、単なる守衛室ではない見守り小屋を建てようと教職員が主になって、学校経費等からその費用を捻出して、平成 17 年 5 月の連休明けころから、放課後や土曜日曜を利用して築造されました。こういったことを「起こさない、起こさせない、起こしてはならない。」といった強固な意志を持って築造され、子供を見守るための小屋とされたのです。

その年の秋ころに建物が出来上がり、翌 18 年 2 月に当校の P T A 役員の友人で程岡さんとおっしゃる男性が小屋南壁にトトロの絵を描いてくださり、完成に至りました。トトロの原作者である宮崎駿さんの事務所にも事情を説明して、ご許可頂き、あのような絵が完成し、当時以降の卒業式後には、卒業生達がトトロを背に写真を撮影するといった穏やかな風景が続きました。

初代の小屋を築造されたときは、大阪教育大付属池田小学校の事件に続き、この中央小学校の事件が起こり、マスコミや行政関係機関の対応等の様々な事情が輻輳したことが影響したのか、小屋築造に関する記録は一切残っていませんでした。

2 建築後の建物管理等の様子

当時、父親の会や P T A は現在のように連携してはいましたが、将来に渡って見守り小屋を如何に運営していくのかなどの明確な構想はなく、教職員も事件後 2 年ほどで大半が入れ替わるといった状態でした。正確かつ的確な引継ぎがなされていなかったのが現実です。

何故引継ぎができなかったのかと誰しものを責めることはできないものですし、当時は当時に、できる限りのことを、精いっぱいのことをやられたと想像します。

3 改築などの経緯

平成 26 年夏の台風で屋根が剥がれたり、建物の根太が腐敗しているのが顕著となり、平成 27 年に改築を計画しました。

当時の松岡正男校長が、「平成 28 年は創立 50 周年にあたるのでその年にすればどうか」と提案されました。

当時の小田誠 P T A 会長は、平成 28 年度は 50 周年行事を行う年で、他にも増して多忙を極めるのだから、事件後 10 年という節目の平成 27 年に改築をしたほうがよいのでは、と意見具申しましたが、協議・調整の結果、平成 28 年に改築することとなりました。

- (1) 新設する小屋は父親の会会長の瀬戸口氏のご親族から程度の良い中古の物置を善意かつ無償で譲り受け、その物置を父親の会会員、実行委員会委員、地域協力隊、保護者、教職員の手により現場で解体した後、当校に搬送しました。

搬送した物置は洗剤などで洗浄して乾燥させました。

平成 28 年 7 月 23 日に旧の見守り小屋をそれらの者で解体し、翌日、搬送した物置を、レーザー水準器を用いてレベル出しを行った基礎の上に正確に立ち上げ、棟上げを行いました。

- (2) 改築に伴う協力などの様子

小屋壁面の遮熱を考慮して、小学校南側に生える破竹を用いて外材に用いました。寝屋川公園管理事務所から竹材を貰い受け、

内壁に利用し、建て増し部分はガルバニウムの外壁材を使用するなどして、できる限り警備に就いてくださる方への身体的負担を軽減する措置を考慮しました。校区内の新築現場や役員の友人方から無償で材木や資材の提供を受けるばかりか、断熱材にも工夫し、塗料や木ねじ以外の資材はコストを抑えました。

また、電気配線や空調は、既に卒業された児童の保護者の方の善意と真心で施工していただきました。

小屋北側の可愛い植木も無償で備えて貰い、割り当てられたPTA積立金の予算を遣いきることなく、やりくりし、総額約35万円で終わっています。寝屋川市の小学校だから寝屋川市が建築費用を出すというものではありませんでした。

当たり前のようにある建物ですが、学校校舎や体育館等の建物とその費用の拠出方法が異なるものです。

初代の小屋にあっては、市役所担当部所や教育委員会に「こういう事情で建てたもの」といった申請や届出はなされていません。

当時の教職員の方々や保護者、地域の方の真心で建てられた小屋です。

最初から寝屋川市の予算を採って建てたものではないので、今回の改築についても公金による予算請求はできないものでした。改築作業に従事された方々は、自前の工具を持ち寄って頂いての作業でした。今回の建替えも学校管理者から市役所担当部署には、残念ながら未届でした。

執念行事实行委員会の役員、委員の他保護者のお母さん方には、冷たい食べ物やおにぎり、素麺などを持ち寄って頂き、作業に携わった者への真心のこもった労いと有り難いご支援を頂戴しました。とてつもなく暑い夏休み中の作業でしたが、教頭先生が毎週末に麦茶を沸かしてくれた上に冷やして頂き、兼六食堂のマスターには氷を毎週末頂きました。ご厚意を頂戴しました方々に厚く御礼申し上げます。

(3) 単なる小屋で終わらせない工夫

非常時は、当校が校区住民の避難場所になります。折角、建替えるのだから、PTAの積立金を遣って建てるのだから一工夫をと検討を重ねました。雨天時や暑中に対応できる簡易テントを小屋内に確保しています。また、屋根から流れ落ちる雨水を貯めるドラム缶を二基備えることとしました。このドラム缶の中には乾燥させた牡蠣の殻が収めてあります。これは、水の汚れを取るための昔からの知恵を拝借したものです。また、ドラム缶据え付け場所は、竈として利用できるように工夫しています。

小屋南壁には納戸を設置して、冷蔵庫や事務机、椅子、テント、揚水ポンプ等を備えており、いざというときに簡単に作業ができるようにしています。こういった工夫に関しても関係行政機関からの補助金等は受けていません。

中央小学校見守り小屋維持管理委員会 細則

1 会の設置

当会は、中央小安全安心ネットワーク構成員において組織し、中央小学校に置くものとします。

2 役員とその選出方法及び任期

当会の役員は、委員長、副委員長、書記、会計の4役で構成し、前期2の構成員の中から互選、または自薦で決めるものとします。役員の任期は2年とし、再任を妨げるものではありません。

3 役員の役務

当会の役員の役務は次のとおりとします。

なお、転居や異動等で役員を継続できない事情があるときの他役員としてふさわしくない行為等があったときは、役員間で協議の上、当該事情等を書面等で記録し、これをもって役員を離れるものとします。この場合、遅滞なく新役員を選出するものとします。

(1) 委員長

委員長は、当会を代表するとともに会を総括するものとします。中央小学校教職員、保護者の他関係行政機関や関係団体等（以下、関係機関という。）との連絡・調整等を行うものとします。

(2) 副委員長

副委員長は、委員長を補佐する他、委員長に事故あるときはこれを代行するとともに広報を担うものとします。

(3) 書記

書記は、会運営に伴う議事録を作成するものとします。

(4) 会計

会計は、小屋の維持管理等に伴う金銭の出納を行う他、小屋本体や小屋に関する物品の管理台帳を作成して管理を担うものとします。

(5) その他

書記にあっては、これを委員長が代行できるものとします。

4 小屋の維持管理にかかる関係機関等との連携等

中央小学校の児童やその保護者の他校区地域住民の安全・安心を担うため、営利にとらわれることなく、不偏不党の精神かつ民主主義に則って運営するものとし、学校安全・安心ネットワーク会議で案件を発言する他中央小学校PTA（以下、PTAと称する。）総会等に出席するなどして意見や要望を申し出るなどし、関係機関等と連携、協力または調整を行うものとします。

小屋の運営に関する会議を行う場合は、事前に委員長が役員、委員に開催日時、場所等を通知して行うものとし、議事録を作成するものとします。急を要する案件の場合は、役員間で協議・調整等した後、その結果について、委員全員並びに中央小学校に対して書面で報告するものとします。議事録に関して、文書公開請求があった場合は、これを妨げません。

5 小屋の維持管理費用等

小屋の維持管理にかかる費用等については、儉約に努めるものとし、PTA会費の他、寄付金等で賄うものとします。

その費用等の出納に関しては当会の会計出納簿に記録するものとします。なお、個人の他関係機関等から金員や物品の寄付の申し出等があったときは、役員間でその収受の是非について協議の上、決定するものとします。

会計出納簿については、PTA関係者等の監査を年1回受けるものとし、学校だより等に掲載して公示するものとします。

6 小屋等の点検等

小屋や小屋に関係する備品の点検は、点検日を、年間を通じて予め定めておき（概ね2ヵ月に一回程度）、当会役員の複数人で行うものとし、その結果を記録するものとします。

点検の結果、異常や損傷等があれば、後に紛議等が起こることを考慮した上、写真撮影するなどして記録化し、委員長に適時報告するものとします。また、小屋の異常や損傷等を認知するなどした場合、関係法令に則った措置を講じ、修理可能なものについては委員等で修理を行うものとし、業者等に修理依頼を要する事案にあっては見積書を徴した上、対応するものとします。

修理等にかかる見積額が1万円を超える場合は、その費用の拠出方法について関係機関等と協議を行った上、決定するものとします。

7 小屋が甚大な被害を受けた場合の措置

甚大な風水害等（人災を含む。）を小屋が被った場合は、関係する法令に則って小屋自体が安全か否かの確認を行った後、取壊しが必要な場合は、学校の他関係機関等に文書で報告するとともに、協議・調整を行い、適切な措置を講じるものとします。

8 小屋の価値・評価並びに保険

小屋の価値・評価額が必要となったときは、第三者的な民間団体等に求めるものとし、当該費用にあつては、その都度関係団体等と協議し、当該費用の拠出方法について決定するものとします。小屋にかかる動産等保険については、小屋の維持管理費用等で賄うものとします。

9 閉会と小屋の解体

社会的事情や行政機関等からの要請等から小屋の運営が必要なくなつたとき、または運営することが困難となつたときは、児童の安全・安心面を最優先で考慮した上、関係機関等と十分に協議を行い、委員長が会の解散の是非を決するものとします。

小屋の撤去が決定された場合、委員長は、関係機関等に解体に伴う支援要請を行うとともに、小屋の備品や設備等を売却するなどして、その収益はPTA会費等に納入するものとします。

10 個人情報等

小屋運営に関して知り得た個人情報に関しては、法令に従って取り扱うものとし、適正に管理するものとします。

11 会計年度

当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終えるものとします。

12 附則

本規約は、平成29年4月1日から施行します。規約の改正は、委員の申し出があつた場合の他社会的事情等を勘案して、適宜行うものとします。